

第1章 計画策定の背景と目的等

1. 計画策定の背景と目的

今日、まちづくりにおいて様々な施策に男女共同参画の視点を反映させていくことは、分野を問わず共有すべき公共的価値となっており、全世界的に「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」、いわゆる男女共同参画社会の実現がめざされています。

男女共同参画社会基本法が施行されてから20年以上が経つなかで社会状況は大きく変化し、徐々に男女共同参画社会の考え方も浸透してきていますが、「男性は仕事、女性は家事」という性別によって役割を分ける「性別役割分業」が社会や家庭で残っているなど、依然として男女共同参画社会の実現には壁が立ちはだかっている状況にあると言えます。

名護市においては、男女共同参画のまちづくりを進めるため、2003（平成15）年度に「名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」、2012（平成24）年4月には、市民の共通の目標となる「名護市男女共同参画推進条例」を施行しています。2013（平成25）年度には「名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」の計画期間満了に伴い、「第2次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた考え方と各種施策を位置づけるとともに、計画に基づき、市民への啓発活動や女性フォーラムの実施、女性史展の開催など、市民との協働により男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の実施に取り組んでいます。

この間、国勢調査によると本市の女性の就業率は2000（平成12）年と比べて大幅に上昇しており、2020（令和2）年には25歳から49歳にかけて就業率が8割を超えています。また、2022（令和4）年に実施した市民アンケートでは、働く市民の4割強がフルタイムの共働き（どちらも週35時間以上）であることが分かっています。一方で、市民アンケートにおいては、働く男性の4割強が平均8時間超働いていることや、女性のほうが家事時間の長い人が多いことなど、性別役割分業の影響がみられる結果も出ています。今後、男女共同参画社会を実現するためにも、家庭や地域、職場等とも連携し、根強く残っている性別役割分業意識やそれらを取り巻く社会環境を見直していくなど、より一層の働きかけを行っていくことが求められます。

そうした中、2020（令和2）年3月に改定した「第2次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」が令和5年度に期間満了を迎えます。本市の男女共同参画に関しての現状、近年の男女共同参画社会政策の動向等を考慮しつつ、市民・行政が取り組むべき目標や施策を明らかにした行動計画として、「第3次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」を策定するものです。

※男女共同参画とは：私たちが持っている「男らしさ」「女らしさ」についてのイメージ・意識・考え方に捉われず、人として平等に認められ、自らの選択によって生き生きと活躍し、能力や個性を發揮できることです。

※男女共同参画社会とは：男女共同参画社会基本法第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置づけられています。

(1) 国連の動き

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945（昭和20）年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946（昭和21）年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取組みが進められました。また、国連は、1975（昭和50）年に「国際婦人の10年」を宣言し、以後10年間、様々な分野における女性差別の撤廃等、女性の地位向上のための活動を進めてきました。

1985（昭和60）年にはナイロビで「第3回世界婦人会議」が開催され、1995（平成7）年には北京で「第4回世界女性会議」が開催されています。これらの取組みにより、フェミニズム論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005（平成17）年には国連「北京+10」閣僚級会合、2010（平成22）年には国連「北京+15」、2015（平成27）年には国連「北京+20」記念会合が開催され、『北京行動綱領』の成果と課題について議論が重ねられてきました。

2011（平成23）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の女性に関する4つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW））を統合した国連機関「UN Women」が発足しました。

2012（平成24）年の第56回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

2015（平成27）年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択されました。17の目標と169のターゲットで構成され、2030（令和12）年までに達成することを目指しています。大きな目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。

2017（平成29）年、イタリアのタオルミーナで開催された先進国首脳会議（G7）では、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」が採択され、①女性の参画拡大及び全ての段階での平等な機会及び公正な選考過程の促進、②働きがいのある人間らしい質の高い仕事への女性のアクセスの基盤強化、③生涯を通じた女性及び女児に対する暴力の排除の三つの柱が示されました。

2020年（令和2年）には、新型コロナウイルスの感染拡大後に女性への暴力が急増していることを受けて、国連事務総長及び国連女性機関事務局長が、各国に対応を求める声明を発表しました。

※フェミニズム : 男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の向上と性差別を払拭する思想のことです。
※エンパワーメント : 「力をつけること」の意で、誰もが潜在的に持っている能力や個性を高め、政治、経済、社会、家庭など社会のあらゆる分野で発揮できる存在になることを言います。
※ジェンダー : 生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のことをジェンダー（gender）と言います。

参考：内閣府男女共同参画局用語集など

(2) 日本の動き

我が国においては、世界的な流れを受け、1977（昭和52）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（1987（昭和62）年）、「男女共同参画2000年プラン」（1996（平成8）年）等が策定されました。さらに、2000（平成12）年には「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」等が示されるとともに、国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画基本計画（第1次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

また、この間、法・制度面においては「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が1985（昭和60）年に制定（施行は翌年）されたことなどを受けて、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に至りました。また、「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」（2000（平成12）年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」（2001（平成13）年）が相次いで施行されました。

2015（平成27）年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、国や地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとされたほか、翌年4月1日からは一定規模以上の民間事業主に対し、一般事業主行動計画の策定などが義務づけられました。

2018（平成30）年5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、①選挙で男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す、②男女が個性と能力を十分に発揮できる、③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを基本原則に掲げています。

2020（令和2）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、第4次計画で示された12の政策分野の見直しを行うとともに分野の整理・統合を図り、11の政策分野が示されました。

さらに、2023（令和5）年には、女性に対する従来の支援が1957（昭和32）年から施行された売春防止法に基づく婦人保護事業として行われてきたことを改めるため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が成立（施行は翌年4月1日）しました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正されたことを受けて、国の基本方針が改正されました。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者やパートナー等親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のことです。

(3) 沖縄県の動き

沖縄県においても、1984（昭和59）年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、その後、1993（平成5）年「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」、1998（平成10）年「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～（改定）」、2002（平成14）年「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、2003（平成15）年4月には、「沖縄県男女共同参画推進条例」が施行されています。加えて、2007（平成19）年には、先の条例に基づく計画として「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」、「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」、「女性のチャレンジ支援」、「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の5つを重点項目として掲げています。

2017（平成29）年には、女性活躍推進法にも基づいて「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定し、2022（令和4）年に策定された「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」においては、ジェンダー平等や性の多様性等が新たな視点として位置づけられました。また、2021（令和3）年には、「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島 にじいろ宣言）」を出しました。

(4) 名護市の動き

名護市においては、2001（平成13）年度調査（市民意識調査）、2002（平成14）年度調査（基礎調査及び基本方針案づくり）を踏まえ、2003（平成15）年度に「名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」を策定しました。2013（平成25）年度には市民・事業所意識調査を踏まえ、「第2次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」を策定し、男女共同参画のまちづくりを進めるための各種施策の推進に取り組んできました。

2012（平成24）年4月には、市民の共通の目標となる「名護市男女共同参画推進条例」を施行し、その周知に取り組んでいます。そうした中、“男女共同参画によるまちづくり”や市民の意識改革が一定程度進んでいる状況にあります。

また、第2次名護市男女共同参画計画にて施策に掲げていた「男女混合名簿の導入」について、2018（平成30）年4月より市内全ての小中学校において導入され、目標が達成されました。

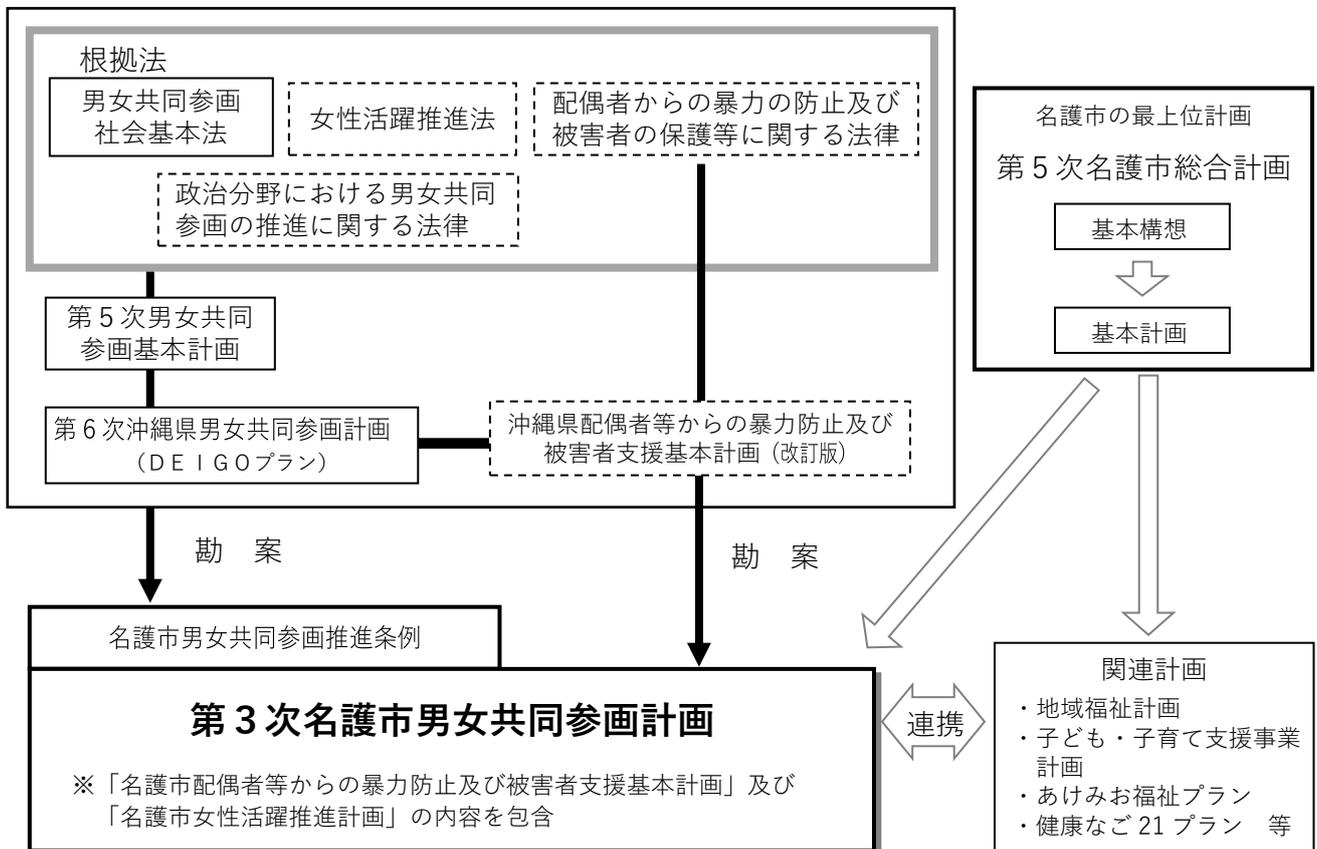
2021（令和3）年3月、女性活躍推進法に基づき、「第2次名護市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」が策定されました。これにより、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事を担当する部署において計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、ホームページで公表しています。

2. 計画の位置づけ

この計画は、次のような性格を持っています。

- ・「名護市男女共同参画推進条例」第13条、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づく男女共同参画推進のための総合的な計画であり、男女共同参画社会を実現するための市の考え方や施策を明らかにするものです。
- ・男女共同参画社会に関して、市民並びに事業所・団体等に対し、市政の方向性を理解してもらうとともに、家庭・地域・職場に期待する取組みを示し、行政、市民等がそれぞれの立場で役割を担いながら、男女共同参画に向けた取組みを活性化させるものです。
- ・本市の最上位計画である「第5次名護市総合計画」を踏まえて策定した男女共同参画に関する部門別計画であり、他の部門別計画と連携を図りながら推進していくものです。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村計画の策定が努力義務とされたことから、「名護市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての内容を包含して策定しています。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項において、女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村推進計画の策定が努力義務とされたことから、「名護市女性活躍推進計画」としての内容を包含して策定しています。

【第3次名護市男女共同参画計画と法及び上位・関連計画との関係】



3. 計画の期間

この計画は、2024（令和6）年度から、2033（令和15）年度までの10年計画として策定します。なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会情勢の変化等により、必要に応じて中間年度にあたる2028（令和10）年度に見直しを行うこととします。